

キッチンカー導入業務委託仕様書

この仕様書は、檜葉町（以下「甲」という。）がキッチンカーを導入する業務を受託者（以下「乙」という。）に委託するにあたり、必要な事項を定めたものである。

1 委託業務名

キッチンカー導入業務委託

2 目的

災害時に避難所において温かい食事を速やかに提供できる体制を構築するとともに、平時においては町内外イベントや防災訓練等で活用できる「キッチンカー」を導入する。

3 契約期間

委託契約日から令和9年2月26日まで

4 委託する業務の内容

甲が、乙に委託する業務の内容は、製作仕様書及び設計書（図面含む）の作成、ベース車体の選定及び調達、車両に搭載する設備の選定及び調達、車両の架装及び設備搭載のための改造・加工、外装デザイン及び施工等、車両製作一式とし、詳細は次のとおりとする。

なお、乙は、業務の実施にあたっては、道路運送車両法、食品衛生法、消防法その他車両の運行や車両の利用に係る関係法令を考慮するとともに、甲の指示事項を遵守し、誠意をもって適切に遂行するものとする。

（1）品名及び数量

ア 品名	キッチンカー
イ 数量	1台
ウ 形状	バンボディトラック
エ 基本ボディ	1.5トンクラス（全長6m未満）を基本とすること。
オ 車両総重量	普通自動車免許で運転可能な範囲とすること
カ 変速方式	A T
キ その他	車体は中古可とする

（2）車両に搭載する機能・設備

以下のとおりとすること。

ア キッチン機能・設備

- ・大量調理に対応できる火力設備（フライヤー・グリドル）を搭載すること。
- ・大量調理に対応できる保冷設備（冷凍ストッカー・コールドテーブル）を搭載すること。
- ・大容量の清水給水タンク、排水タンクを搭載すること。（各200ℓ）
- ・有圧換気扇を搭載すること。
- ・3層シンクを搭載すること。

- ・ 3人程度が同時作業可能な広い作業スペースを確保すること。
- ・ 全国の保健所での営業許可取得等に対応できる構造とすること。
- ・ 搭載設備等は原則未使用のものに限ること。

イ その他の機能・設備

- ・ 走行時の搭載設備へ影響を及ぼす振動等が軽減される構造とすること。
- ・ 展開時に搭載設備一式を稼働できる十分な発電性能を有した発電機を搭載すること。（参考：合計6kW程度）
- ・ 4口系統の配電を設けること。
- ・ 外部機器接続用のコンセントを備え付けること。
- ・ ナビゲーションシステム、バックカメラ、ETCユニット等、安全運行に必要な補助装置を備え付けること。
- ・ 効率的かつ衛生的に調理・食品提供ができる構造とすること。
- ・ 走行時及び展開時ともに安全を考慮した構造であること。
- ・ 納車後に清掃、点検、修理等のメンテナンスが容易に行える構造とすること。
- ・ 少人数で設置・展開できる構造とすること。
- ・ 車体及び搭載設備ともに福島県内でアフターサービスを受けられる体制が整っていること。
- ・ 搭載設備等は原則未使用のものに限ること。

5 委託対象経費

（1）対象となる経費

- ア 本業務の実施に必要な、人件費、旅費、需用費、役務費、備品費（ベース車体及び車両に搭載する設備）などの経費
- イ その他、本業務を実施するために必要と認められる経費
- ウ 対象経費は、他の経費と区分して整理すること

（2）対象とならない経費

- ア 車両に搭載しない設備を取得するための経費
- イ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等によりすでに支弁されている経費
- ウ その他、本業務との関連が認められない経費

6 納入の条件

- （1）車両及び搭載設備の保証期間は、正常な使用状況下における故障については、乙は1年間の無償修理に応じるものとする。なお、別途メーカーの保証規定・保証期間がある場合はその内容・期間とすること。
- （2）納入場所までの輸送費用及び輸送に係る車両の保険費用等、納入に係る一切の経費については、乙の負担とする。
- （3）自動車登録に必要な手続き等は、乙が行うものとし、これに係る経費は見積書に含めること。ただし、自動車損害賠償責任保険料や自動車重量税等の法定費用及びリサイクル料は、別途甲が支払うため見積金額には含めないものとする。

7 納入場所

檜葉町内の甲が指定する場所

8 納入期限

令和9年2月26日

※納入日は、町の担当者と協議の上、決定すること。

※納期にかかわらず可能な限り早期の納車に努めること。

9 成果品

(1) 車両

乙は、本業務により作製した車両を納入すること。

(2) 製作仕様書・設計書

乙は、契約後、速やかに製作仕様書・設計書を紙媒体で各3部及び電子データで提出すること。

(3) 図面及び取扱説明書

乙は、納入期限までの間に次のうち必要となる図面等を紙媒体で各3部及び電子データで提出し、納入時に甲に対して取扱い等に関する説明を実施すること。

- ・ 図面及び取扱説明書
- ・ 車両全体図
- ・ 電気配線図
- ・ ガス配管図
- ・ 油圧機器関係図
- ・ 油圧機器取扱説明書
- ・ 搭載品取扱説明書
- ・ 付属品・予備品リスト
- ・ 点検修理依頼先一覧表
- ・ その他必要となる図面や説明書など

10 疑義の解釈

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、甲の指示を仰ぎ、甲と乙との相談によって解決すること。解決までの経緯は乙が書面に記録し甲に提出すること。